

<石川県からのお知らせ>

法人県民税法人税割の超過課税の延長について

石川県では、関係企業のご理解とご協力を得て、法人県民税法人税割の超過課税を実施しています。

石川県成長戦略の実現や令和 6 年能登半島地震等からの復旧・復興等に要する財源の一部に充てるため、令和 7 年 9 月議会において、石川県税条例を改正し、法人県民税法人税割の超過課税の適用期間を 5 年間延長しました。

引き続き、皆さまのご理解とご協力をお願いします。
なお、対象法人及び税率については、これまでと変わりません。

○法人県民税（法人税割）の超過課税の概要

適用期間	延長前：令和 8 年 1 月 31 日までの間に終了する各事業年度分 延長後： <u>令和 13 年 1 月 31 日までの間に終了する各事業年度分</u>
対象法人	次のいずれかに該当する法人 ①資本金又は出資金の額が 1 億円を超える法人 ②法人税額が 1, 000 万円を超える法人 ③相互会社
適用税率	1. 8%（標準税率 1. 0% 超過税率 0. 8%） ※資本金が 1 億円以下、かつ法人税額が 1, 000 万円以下の法人については、標準税率 1. 0%が適用されます。

《お問い合わせ先》

名称・所在地	電話番号
石川県金沢県税事務所 金沢市幸町 12-1	076-263-8832
石川県総務部税務課 金沢市鞍月 1-1	076-225-1271

